

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成31年4月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800198号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900004号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を平成27年7月15日は20万円、平成27年12月15日は1万5,000円に訂正することが必要である。

平成27年7月15日及び平成27年12月15日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月15日
② 平成27年12月15日

A社から育児休業期間中である平成27年7月15日及び平成27年12月15日に賞与の支給がされていたが、年金額に反映されない記録となっているため、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及びA社から提出された賃金台帳一覧(以下、併せて「賞与明細書等」という。)により、請求者が請求期間①は20万円、請求期間②は1万5,000円の標準賞与額に見合う賞与(請求期間①は20万261円、請求期間②は1万5,000円)を同社から支給されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できるところ、当該規定には徴収免除の申出を行ったときは、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる賞与額から、請求期間①は20万円、請求期間②は1万5,000円とすることが必要である。